

八尾市入札等排除措置公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市が発注する調達契約等から暴力団等の介入を排除する措置を徹底することを目的として、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項の規定に基づき、入札等排除措置に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表方法)

第2条 情報公開室において、入札等排除措置情報が記載された用紙を簿冊にして閲覧に供するとともに、八尾市ホームページにおいても、措置一覧表として掲載する。

(公表の対象となる者)

第3条 公表の対象となる者は、公表日前日までに要綱第3条第1項の規定により入札等排除措置を受けている者とする。

(公表内容)

第4条 第2条及び前条に基づき公表する内容は、入札等排除措置を受けた者の商号又は名称、代表者名、所在地並びに入札等排除措置の期間、措置要件及び措置理由とする。

(八尾市ホームページでの掲載期間)

第5条 八尾市ホームページに掲載する期間は、要綱第3条第3項の規定により入札等排除措置を解除した日までとする。

(情報公開室での閲覧期間)

第6条 情報公開室で閲覧に供する期間は、要綱第3条第3項の規定により入札等排除措置を解除した日までとする。

附 則

この要領は平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年10月1日から施行する。